

## 第 8 0 号議案

長岡京市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準  
を定める条例の一部改正について

長岡京市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成  
26年長岡京市条例第7号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和6年12月5日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

（提案理由）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令  
第61号）の一部改正に伴い、保育士の配置基準を変更するため、条例の一  
部を改正する必要があるので提案する。

長岡京市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

長岡京市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年長岡京市条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第29条 【略】</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1)・(2) 【略】</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>15人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 【略】</p>	<p>(職員)</p> <p>第29条 【略】</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1)・(2) 【略】</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>20人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 【略】</p>
<p>(職員)</p> <p>第31条 【略】</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) 【略】</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>15人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p>	<p>(職員)</p> <p>第31条 【略】</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) 【略】</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>20人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p>
<p>3 【略】</p> <p>(保育所型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第44条 【略】</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に</p>	<p>3 【略】</p> <p>(保育所型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第44条 【略】</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に</p>

改正後	改正前
<p>上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることはできない。</p> <p>(1)・(2) 【略】</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>15人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 【略】</p> <p>（小規模型事業所内保育事業所の職員）</p> <p>第47条 【略】</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) 【略】</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>15人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 【略】</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第9条 【略】</p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p><u>第10条 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定の適用については、これらの規定中「15人」とあるのは「20人」と、「25人」とあるのは「30人」とする。</u></p>	<p>上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることはできない。</p> <p>(1)・(2) 【略】</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>20人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 【略】</p> <p>（小規模型事業所内保育事業所の職員）</p> <p>第47条 【略】</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) 【略】</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>20人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 【略】</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第9条 【略】</p> <p>【加える】</p>

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

- 2 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第18号。以下「府令」という。）に規定する施行の日から、この条例が施行されるまでの間、改正後の府令第2条中第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定による基準は、この条例で定める基準とみなす。